

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月9日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)
【会社名】	株式会社トレジャー・ファクトリー
【英訳名】	Treasure Factory Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野坂 英吾
【本店の所在の場所】	東京都足立区梅島三丁目32番6号
【電話番号】	(03)3880 - 8822(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 野坂 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都足立区梅島三丁目32番6号
【電話番号】	(03)3880 - 8822(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 野坂 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第15期 第1四半期 累計(会計)期間	第14期
会計期間		自 平成21年 3月1日 至 平成21年 5月31日	自 平成20年 3月1日 至 平成21年 2月28日
売上高	(千円)	1,255,065	4,242,894
経常利益	(千円)	102,763	221,665
四半期(当期)純利益	(千円)	45,303	118,226
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)		
資本金	(千円)	235,450	235,450
発行済株式総数	(株)	12,010	12,010
純資産額	(千円)	876,248	852,563
総資産額	(千円)	1,949,950	1,792,014
1株当たり純資産額	(円)	72,959.89	70,987.78
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	3,772.11	9,965.15
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	3,681.68	9,653.51
1株当たり配当額	(円)		1,800
自己資本比率	(%)	44.9	47.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	56,922	85,069
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	59,793	186,957
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	103,713	32,802
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	356,520	255,678
従業員数	(人)	201	170

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年5月31日現在

従業員数(人)	201 (258)
---------	-----------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー及び契約社員)は、当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数が前期末に比べ、31名増加したのは、業容拡大に伴う新規採用等によるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期会計期間の商品別仕入実績は、次のとおりであります。

品目	当第1四半期会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	
	仕入高(千円)	構成比(%)
生活雑貨	52,234	11.4
衣料・服飾雑貨	176,168	38.6
電化製品	142,100	31.1
家具	37,885	8.3
ホビー用品	29,617	6.5
その他	18,290	4.1
合計	456,296	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第1四半期会計期間の事業別販売実績は、次のとおりであります。

事業	品目	当第1四半期会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	
		売上高(千円)	構成比(%)
直営事業	生活雑貨	181,388	14.5
	衣料・服飾雑貨	457,217	36.4
	電化製品	377,122	30.0
	家具	147,037	11.7
	ホビー用品	88,745	7.1
	その他	919	0.1
	小計	1,252,430	99.8
FC事業		2,634	0.2
合計		1,255,065	100.0

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 FC事業は、商品販売、加盟料・指導料・ロイヤリティ等であります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、一部に景況感の改善が見られたものの企業収益や雇用・所得環境は引き続き厳しい状況であり、依然先行き不透明な状況となっております。

一方、エコ意識と生活防衛意識・節約志向の高まりから、当社が属する中古品小売業界への注目度は高く、当社の展開するリユース事業も多くのメディアに取り上げられました。

このような経営環境のもと、当社は、「トレジャーファクトリーは人々に喜び・発見・感動を提供します」という経営理念のもと、積極的な出店と既存店強化を事業の軸に据え、事業拡大を図ってまいりました。

売上高は全社では前年同期比127.9%、既存店では前年同期比102.9%となりました。平成21年2月にリニューアルしたリユース家電のインターネット販売も好調な立ち上がりを見せました。商品カテゴリー別では、衣料・服飾雑貨及び電化製品の売上高が前年同期比135%を上回る伸びとなりました。

出店政策においては、総合リサイクルショップを東京都東久留米市に1店舗出店し、平成21年5月末現在では、直営店が総合リサイクルショップ「トレジャーファクトリー」31店舗、ユーズドセレクトショップ「トレジャーファクトリースタイル」3店舗の計34店舗、FC店舗が「トレジャーファクトリー」2店舗となり、合計店舗数36店舗体制となりました。

利益面では、全社の売上総利益率が66.3%と前年同期に比べ、0.7%上昇し、既存店でも売上総利益率が66.7%と前年同期に比べ、0.8%上昇しました。一般買取が好調に推移し利益率が改善したこと、前年同期に原価率の高い貴金属の売上が大きかったのに対し、当第1四半期会計期間はそれらの商品の比率が低下したことなどが売上総利益率改善の要因であります。

これらの結果、当第1四半期会計期間の業績につきましては、売上高1,255,065千円（前年同期比27.9%増）、営業利益102,859千円（前年同期比67.7%増）、経常利益102,763千円（前年同期比68.1%増）、四半期純利益45,303千円（前年同期比31.2%増）となりました。

前年同期比を参考として記載しています。

(2) キャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ100,841千円増加し、356,520千円となりました。

また当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは56,922千円の収入となりました。これは主に税引前四半期純利益83,846千円、減価償却費17,853千円があった一方で、法人税等の支払額61,140千円、たな卸資産の増加額32,761千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは59,793千円の支出となりました。これは主に店舗新設に伴う有形固定資産の取得による支出38,307千円、敷金及び保証金の差入による支出17,955千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは103,713千円の収入となりました。短期借入金の純増額71,502千円、長期借入れによる収入90,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出40,281千円があったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前事業年度末に計画していた重要な設備の新設のうち、当第1四半期会計期間において完了したものは以下のとおりであります。

事業所名	所在地	設備の内容	投資金額 (千円)	資金調達 方法	完了年月	完成後の 増加能力 (㎡)
東久留米店	東京都東久留米市	店舗	16,900	借入金	平成21年4月	673

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第1四半期会計期間末現在における重要な設備の新設、改修、除却等の計画は次のとおりであります。

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力 (㎡)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
川崎野川店	神奈川県川崎市	店舗	20,900	15,694	借入金	平成21年 5月	平成21年 6月	670

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,200
計	35,200

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年7月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,010	12,010	東京証券取引所 (マザーズ)	
計	12,010	12,010		

(注) 1 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

2 提出日現在の発行数に平成21年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び第280条ノ27の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

< 第1回新株予約権 > 株主総会の特別決議日(平成16年2月9日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	80
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	160
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注2)	50,000
新株予約権の行使期間	平成18年2月10日から 平成26年2月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は2株とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込額(以下、「行使価額」という。)を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権(新株予約権付社債も含む。))の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合、又は当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合(以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株あたりの払込額は1株あたり処分価額と読み替えるものとする。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含まない。

- 3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

行使期間内といえども、当社株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されない限り、新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員の地位にあることを要するものとする。

ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍等その他取締役会が認めた正当な理由の存する場合は、権利行使をなし得るものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、新株予約権者が権利行使

期間開始後に死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。

その他の条件については、本株主総会決議及び新株予約権発行に係る取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 4 平成19年2月28日をもって1株を2株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

< 第2回新株予約権 > 株主総会の特別決議日(平成17年5月25日)	
区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	176
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	352
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注2)	50,000
新株予約権の行使期間	平成19年5月26日から 平成27年5月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は2株とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込額(以下、「行使価額」という。)を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権(新株予約権付社債も含む。))の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合、又は当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合(以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株あたりの払込額は1株あたり処分価額と読み替えるものとする。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含まない。

- 3 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
行使期間内といえども、当社株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されない限り、新株予約権を行使できないものとする。
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員の地位にあることを要するものとする。

ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍等その他取締役会が認めた正当な理由の存する場合は、権利行使をなし得るものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始後に死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。

その他の条件については、本株主総会決議及び新株予約権発行に係る取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 4 平成19年2月28日をもって1株を2株に分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年3月1日～ 平成21年5月31日		12,010		235,450		170,450

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないため、直前の基準日である平成21年2月28日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,010	12,010	
単元未満株式			
発行済株式総数	12,010		
総株主の議決権		12,010	

【自己株式等】

平成21年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 3月	4月	5月
最高(円)	123,000	163,000	124,000
最低(円)	100,000	108,000	108,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間(平成21年3月1日から平成21年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	369,926	269,084
売掛金	36,393	24,662
商品	604,744	572,388
その他	95,662	110,849
貸倒引当金	371	256
流動資産合計	1,106,355	976,730
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1, 2 266,773	1, 2 248,639
土地	2 141,555	2 141,555
その他(純額)	1 88,604	1 95,695
有形固定資産合計	496,934	485,890
無形固定資産		
投資その他の資産	3,747	2,267
敷金及び保証金	293,098	276,325
その他	49,814	50,801
投資その他の資産合計	342,913	327,126
固定資産合計	843,595	815,283
資産合計	1,949,950	1,792,014
負債の部		
流動負債		
買掛金	18,431	10,876
短期借入金	215,000	143,498
1年内返済予定の長期借入金	163,800	148,264
未払法人税等	32,447	66,739
賞与引当金	42,482	49,657
その他	273,346	226,404
流動負債合計	745,507	645,439
固定負債		
長期借入金	328,195	294,012
固定負債合計	328,195	294,012
負債合計	1,073,702	939,451

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	235,450	235,450
資本剰余金		
資本準備金	170,450	170,450
資本剰余金合計	170,450	170,450
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	470,348	446,663
利益剰余金合計	470,348	446,663
株主資本合計	876,248	852,563
純資産合計	876,248	852,563
負債純資産合計	1,949,950	1,792,014

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
売上高	1,255,065
売上原価	423,131
売上総利益	831,933
販売費及び一般管理費	729,073
営業利益	102,859
営業外収益	
受取利息	9
自販機収入	1,927
その他	601
営業外収益合計	2,538
営業外費用	
支払利息	2,602
その他	32
営業外費用合計	2,634
経常利益	102,763
特別損失	
店舗閉鎖損失	18,107
固定資産売却損	809
特別損失合計	18,917
税引前四半期純利益	83,846
法人税、住民税及び事業税	29,700
法人税等調整額	8,843
法人税等合計	38,543
四半期純利益	45,303

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	83,846
減価償却費	17,853
賞与引当金の増減額(は減少)	7,175
貸倒引当金の増減額(は減少)	115
株主優待引当金の増減額(は減少)	1,170
受取利息及び受取配当金	9
支払利息	2,602
固定資産売却損益(は益)	809
店舗閉鎖損失	18,107
売上債権の増減額(は増加)	11,730
たな卸資産の増減額(は増加)	32,761
仕入債務の増減額(は減少)	7,554
未払金の増減額(は減少)	1,460
その他	43,921
小計	120,503
利息及び配当金の受取額	17
利息の支払額	2,458
法人税等の支払額	61,140
営業活動によるキャッシュ・フロー	56,922
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	38,307
有形固定資産の売却による収入	150
無形固定資産の取得による支出	1,760
敷金及び保証金の差入による支出	17,955
敷金及び保証金の回収による収入	82
長期前払費用の取得による支出	2,003
投資活動によるキャッシュ・フロー	59,793
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	71,502
長期借入れによる収入	90,000
長期借入金の返済による支出	40,281
配当金の支払額	17,507
財務活動によるキャッシュ・フロー	103,713
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	100,841
現金及び現金同等物の期首残高	255,678
現金及び現金同等物の四半期末残高	356,520

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間
(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

たな卸資産については、主として個別法による原価法によっておりましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期会計期間から適用し、評価基準については、主として個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響はありません。

(2) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期会計期間からこれらの会計基準を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

当第1四半期会計期間においては対象となる取引がないため、この変更による当第1四半期会計期間の損益に与える影響はありません。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間
(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

1. 棚卸資産の評価方法

当第1四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

2. 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している固定資産については、会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法を採用しております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度 (平成21年2月28日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 235,215千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 217,982千円
2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産については、前事業年度の末日に比べて著しい増減が認められないため、記載を省略しております。	2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 建物 37,172千円 土地 141,555千円 計 178,727千円 上記に対応する債務は次のとおりであります。 短期借入金 7,723千円 長期借入金 132,277千円 (1年以内返済予定長期借入金含む)

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 270,921千円 賞与引当金繰入 42,482千円 賃借料 150,907千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年5月31日現在) 現金及び預金勘定 369,926千円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 13,406千円 現金及び現金同等物 356,520千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年5月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 12,010株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月28日 定時株主総会	普通株式	21,618	1,800	平成21年2月28日	平成21年5月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度と比較して著しい変動が認められないため、記載していません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)		前事業年度末 (平成21年2月28日)	
1株当たり純資産額	72,959.89円	1株当たり純資産額	70,987.78円

2 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	
1株当たり四半期純利益	3,772.11円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	3,681.68円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	45,303
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益(千円)	45,303
期中平均株式数(株)	12,010
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	
普通株式増加数(株)	295
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月9日

株式会社トレジャー・ファクトリー
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小田 哲生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堀切 進 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トレジャー・ファクトリーの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第15期事業年度の第1四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トレジャー・ファクトリーの平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。